

国海員第 77 号

令和 2 年 6 月 19 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

赤羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 361 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
栄京マリン株式会社	大阪府大阪市淀川区中島三丁目18番9号
宗辰汽船株式会社	熊本県上天草市大矢野町登立2948番地10